

収入金額に関する計算書（第六号様式別表六） （収入金額課税）について

課税標準となる収入金額の算定

収入金額（課税標準）＝当該事業について収入すべき金額の総額－控除金額

当該事業について収入すべき金額の総額とは？

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。電気供給業の場合、原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）となり、電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含みます。主なものは以下のとおりです。

- ・各種電灯料収入
- ・各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む。）
- ・遅収加算料金
- ・せん用料金
- ・電球引換料
- ・配線貸付料
- ・諸機器貸付料
- ・受託運転収入
- ・諸工料
- ・水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入
- ・設備貸付料

控除金額とは？

当該事業について収入すべき金額のうち、主なものは以下のとおりです。

- ・国又は地方団体から受けるべき補助金
- ・固定資産の売却による収入金額
- ・保険金
- ・有価証券の売却による収入金額
- ・不用品の売却による収入金額
- ・受取利息、受取配当金
- ・需要者等その施設によつて便益を受ける者から収納する金額
- ・電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気供給を行う場合に、供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第16条の賦課金
- ・損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料

※詳細は大分県税事務所までお問い合わせください。